

【流山市保育施設利用調整基準表(令和3年度版)】
(令和2年10月30日現在)

別表第1 (第3条関係)

保育所等入所選考基準表

指数A 保護者(父母)の状況

父母それぞれの利用指数を合算し、世帯の利用指数を決定する。(注1)

保護者(父母の状況)

区分	類型	細目	利用指数		
1	就労 (注2)	月20日以上 の勤務が 常態	1日の労働時間が8時間以上である就労が常態である場合	20	
			1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合	19	
			1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合	18	
			1日の労働時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合	17	
			1日の労働時間が4時間以上5時間未満である就労が常態である場合	16	
		月16日 以上20 日未満の 勤務が常 態	1日の労働時間が8時間以上である就労が常態である場合	18	
			1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合	17	
			1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合	16	
			1日の労働時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合	15	
			1日の労働時間が4時間以上5時間未満である就労が常態である場合	14	
		上記以外	1月の労働時間が64時間以上である就労が常態である場合	13	
2	就労内定者 (注2)	月20日以上 の勤務が 常態	1日の労働時間が8時間以上である就労が常態である場合	14	
			1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合	13	
			1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合	12	
			1日の労働時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合	11	
			1日の労働時間が4時間以上5時間未満である就労が常態である場合	10	
		月16日 以上20 日未満の 勤務が常 態	1日の労働時間が8時間以上である就労が常態である場合	12	
			1日の労働時間が7時間以上8時間未満である就労が常態である場合	11	
			1日の労働時間が6時間以上7時間未満である就労が常態である場合	10	
			1日の労働時間が5時間以上6時間未満である就労が常態である場合	9	
			1日の労働時間が4時間以上5時間未満である就労が常態である場合	8	
		上記以外で、1月の労働時間が64時間以上である就労が常態である場合	7		
3	求職活動	求職活動のため昼間外出を常態としているとき	3		
4	妊娠・出産	出産	下記の5か月間の期間中で、妊娠障害等により30日以上入院見込みがあるとき又は多胎妊娠のとき	19	
			出産予定日を含む月を挟んで前後2か月の合計5か月以内のとき	13	
5	疾病にかかり 若しくは負傷 し又は精神若 しくは身体に 障害を有して いること	疾病	入院	1か月以上入院している場合(入院予定を含む。妊娠・出産は含まない。)	20
			居宅内療養	30日以上療養が必要で常時寝たきりの状態にある者 定期的な通院加療が必要で児童の保育に当たれない者	19 15
		障害	身体障害者手帳等級が1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳等級が1級若しくは2級又は療育手帳障害程度がA以上である場合	20	
			上記以外の障害	15	
6	介護・看護	被介護・被看護者と同居しているとき	要介護認定3～5程度、身体障害者手帳等級が1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳等級が1級若しくは2級又は療育手帳障害程度がA以上である者を介護しているとき	19	
			要介護認定1～2程度、身体障害者手帳等級が3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳等級が3級又は療育手帳障害程度がBである者を介護しているとき	15	
		被介護・被看護者が入院又は通院中のとき	医師の診断書等で月20日以上1日6時間以上の付き添いが必要と認められるとき	18	
			医師の診断書等で月16日以上1日4時間以上の付き添いが必要と認められるとき	14	
上記以外の状態で介護・看護に当たるとき	12				
7	災害	火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれないとき	20		
8	就労前提の 就学	本人の時間割等を学校等に証明されている場合で、常態として保育ができないと認められるとき	(注3)		
		在学予定又は在学しているが、時間割等が未確定又は不明確な場合	7		
9	不存在	父・母の不存在	配偶者の死亡、離婚、未婚等で母子家庭又は父子家庭となっているとき	20	
10	虐待・DV	父又は母による申込み児童に対する虐待やDVのおそれがあるとき	18		
11	その他	上記各分類に掲げる状況以外で明らかに保育を必要とする状況である場合	1～20		

注1:父又は母が複数の区分に該当する場合は、利用指数の合算はせず、市が決定するいずれか1つの区分となる。

注2:就労時間には休憩時間は含めるが、時間外労働時間は含めない。

注3:区分1の就労から各々1点減点した指数とする。

【流山市保育施設利用調整基準表(令和3年度版)】
(令和2年10月30日現在)

別表第2 (第3条関係)

指数B 特別な事情に対する調整

次のような特別な事情がある場合には、指数Aの世帯の利用指数に以下の調整指数を加減して合計する。

区分	条件	調整指数	
加算区分	1	ひとり親世帯	+ 2
	2	生活保護法による扶助を受けているとき	+ 1
	3	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+ 1
	4	児童に虐待やDVのおそれがある場合等、社会的養護（里親委託が行われている場合を含む。）が必要な場合	+ 1
	5	保育所等入所申込み児童に一定の障害があるとき	+ 1
	6	産休、育児休業期間又は育児に伴う休業が終わり、職場復帰するとき	+ 2
	7	市外認可保育所等を退所して、市内認可保育所等に転園する場合（既に退所済みは含めない。）	+ 2
	8	育児休業期間中に本市に保育所等入所申込みをしたが、保留となったため、申込み児童を認可外保育施設等に預け、職場復帰したとき	+ 2
	9	既に市内認可保育所等に入所している兄弟姉妹と同じ保育所等を希望するとき（市内転園も含む。）	+ 2
	10	市内転園以外で、兄弟姉妹で同時に保育所等の申込みをしているとき	+ 1
	11	保育所等に在園していない多胎児が同時に申し込む場合	+ 1
	12	小規模保育事業などの卒園児童	+ 14
	13	父母が別居（単身赴任・拘禁等）していることが確認できるとき	+ 1
	14	父又は母が保育士資格を有しており、市内認可保育施設の保育士として勤務している（又は勤務予定の）場合	+ 14
	15	児童福祉等の観点から、特に調整が必要と認められるとき	+ 1～+ 20
減算区分	16	同居する18歳以上65歳未満の者が保育に当たることができるとき	- 5
	17	正当な理由なく辞退をしたとき	- 7
	18	市外在住者（転入予定者は除く。）	- 12
	19	在園児又は卒園児が理由なく過去3か月以上の保育料を滞納しているとき	- 10
	20	保育料の滞納が6か月以上あり、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないとき	- 20

※加算区分6、7、8については併用して加算することはできない。
※市内転園とは、市内の認可保育所等から市内の別の認可保育所等に転園

別表第3 (第3条関係)

児童の状況

別表第1により算定した利用指数と別表第2により算定した調整指数を合計した値が同一である場合は、以下に掲げる事由を総合的に判断し、保育の必要性の高い順に優先順位を決め、保育所等の入所者を選考する。

区分	児童の生活・保育の現状
1	ひとり親世帯
2	収入のより低い世帯
3	別居祖父母の自宅が遠い世帯
4	父母の通勤時間がより長い世帯
5	継続した本市における保育所等入所保留期間がより長い世帯（市内転園は含まない。）
6	認可外保育施設等を利用しているとき
7	父母のいずれかが単身赴任をしているとき
8	保育所等の希望数が一つではない場合
9	兄弟姉妹が既に入所を希望している保育所等に入所している場合（市内転園も含む。）
10	同時に本市における保育所等入所申込みをしている児童がより多い世帯（市内転園は含まない。）
11	入所を希望している保育所等の希望順位がより高いとき
12	時間外労働を除く実働時間がより長いとき

※市内転園とは、市内の認可保育所等から市内の別の認可保育所等に転園することをいう。